3　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、同表第十一号及び第十二号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

| | |
|---|---|
| 一　改正法附則第十二条第二項、第三項及び第五項に基づく権限であって、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（当該区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの | ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長 |
| 二　改正法附則第十四条第二項の規定に基づく権限であって、供給区域（改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三十八条第二項第四号の供給区域をいう。以下この号において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十四条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの | 供給区域を管轄する経済産業局長 |
| 三　改正法附則第十五条第二項の規定に基づく権限であって、同項の規定により提出される書類に記載された導管（以下この号において「導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者に関するもの | 特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長 |
| 四　改正法附則第二十二条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条（改正法附則第二十四条第一項の認可に係るものに限る。）の規定に基づく権限であって、指定旧供給区域等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者（指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの | 指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長 |
| 五　改正法附則第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十条の規定に基づく権限であって指定旧供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するもの | 指定旧供給地点を管轄する経済産業局長 |
| 六　改正法附則第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づく権限（改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。） | 指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長 |
| 七　改正法附則第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づく権限（改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。） | 指定旧供給地点を管轄する経済産業局長 |

4　次の表の上欄に掲げる改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

| | |
|---|---|
| 一　改正法附則第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づく権限 | 指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長 |
| 二　改正法附則第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づく権限 | 指定旧供給地点を管轄する経済産業局長 |

本則に次の一条を加える。

（改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産等）

**第十五条**　改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。次項において同じ。）であって、専ら指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するものとする。

2　改正法附則第七十八条第三項の政令で定める償却資産は、新ガス事業法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備（容器及び気化装置を除く。）及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管であって、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するものとする。

## 第二章　経過措置

（改正法附則第十二条第二項の書類に関する経過措置）

**第二十三条**　電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十二条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録を受けたものとみなされる者が、改正法附則第十六条第二項前段の登録を受けた場合は、改正法附則第十二条第二項の規定による書類の提出を要しない。

（ガス小売事業の変更登録に係る準備行為）

**第二十四条**　改正法附則第十六条第二項後段の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前においても、新ガス事業法第七条第二項及び同条第三項において準用する新ガス事業法第四条第二項の規定の例により、その変更登録の申請をすることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により変更登録の申請があった場合には、第五号施行日前においても、新ガス事業法第七条第一項本文及び第二項、同条第三項において準用する新ガス事業法第四条第二項、第五条及び第六条、第十二条、第百七十七条第一項第二号及び第二項並びに第百八十九条第四項の規定の例により、その変更登録をすることができる。この場合において、その変更登録を受けた者は、第五号施行日に新ガス事業法第七条第一項本文の変更登録を受けたものとみなす。

（みなしガス小売事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置）

**第二十五条**　第五号施行日以後に締結される小売供給契約（新ガス事業法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この条において同じ。）について、改正法附則第十二条第一項の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる改正法附則第十二条第二項に規定するみなしガス小売事業者及び当該みなしガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「みなしガス小売事業者等」という。）が、第五号施行日前に新ガス事業法第十四条第一項及び第二項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときは、同条第二項に規定する書面を交付し、かつ、同条第一項の規定による説明をしたものとみなす。第五号施行日前に同項及び同条第三項の規定の例により、同条第二項に規定する事項を提供し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときも、同様とする。

2　第五号施行日以後に締結される小売供給契約について、みなしガス小売事業者等が、第五号施行日前に新ガス事業法第十五条第一項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する事項を提供しているときは、同項に規定する書面を交付したものとみなす。

3　前二項の規定は、改正法附則第十六条第二項後段の規定により新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者及び当該者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者について準用する。